

令和4年度

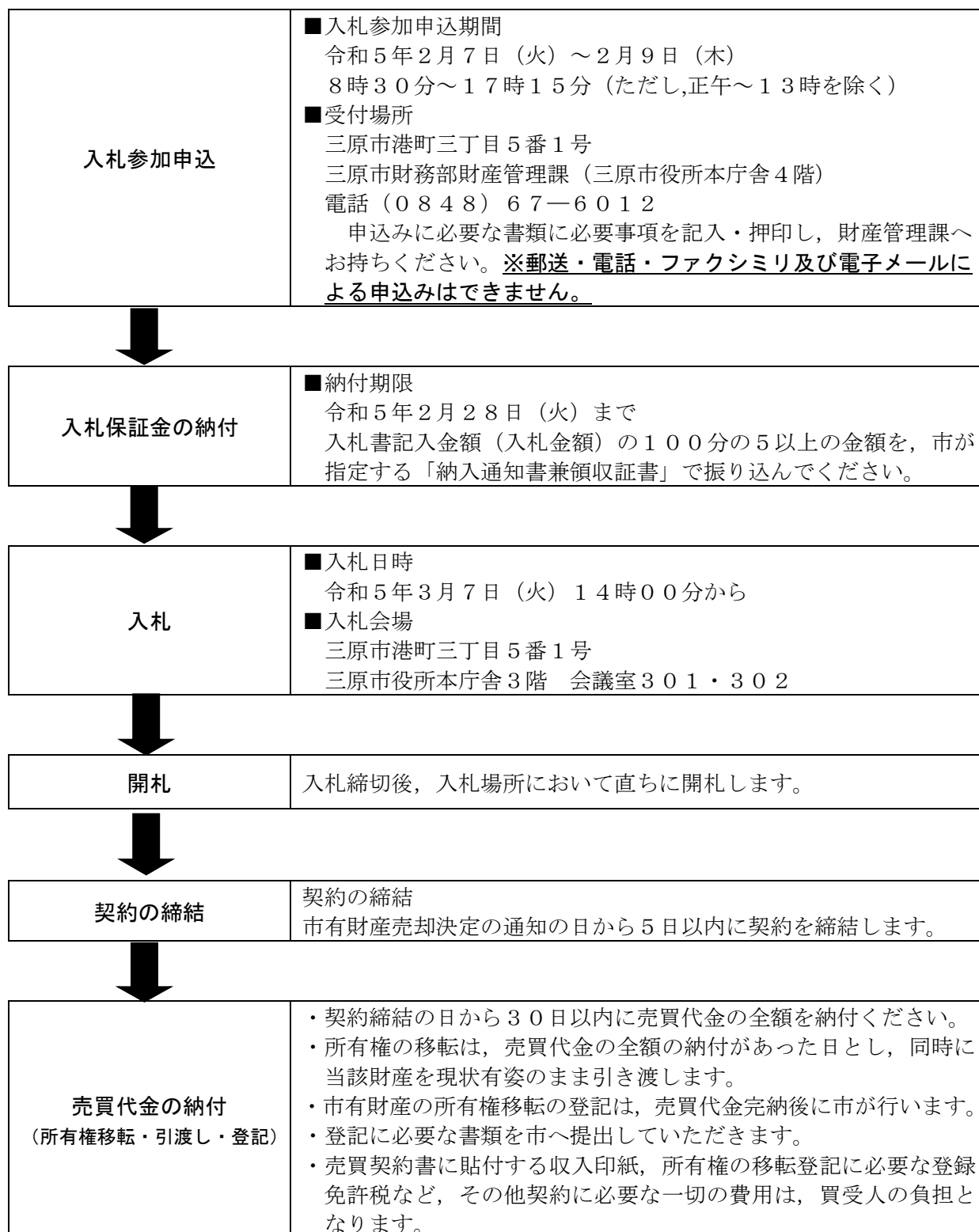
一般競争入札による
市有財産（土地）売却のご案内
入札案内書（入札心得）

- ※ 入札に参加を希望される方は、この入札案内書をよく読み、内容を十分把握した上でご参加ください。
- ※ 申込み前に必ず、現地の利用等に係る諸規制の調査確認を行ってください。

三原市財務部財産管理課 管財係

電話 0848-67-6012

一般競争入札の主な手順



**一般競争入札による
三原市市有財産（土地）売却のご案内
入札案内書（入札心得）**

この入札案内書（入札心得）は、三原市市有財産売却に係る入札執行及び契約の締結について留意すべき事項を定めたものです。

市有財産の購入を希望される方は、この入札案内書（入札心得）、三原市契約規則、三原市公有財産規則及び関係諸法令をご承知の上、お申込みください。

1 売却する市有財産

(1) 区分	土地
(2) 所在地	三原市沼田西町惣定10247番64
(3) 地目	公園
(4) 地積	(公簿面積) 1,988㎡ (実測面積) 1,989.59㎡ ※所有権移転登記は公簿（登記）面積で行います。
(5) 予定価格	18,702,146円
(6) 特記事項	「物件説明書」にて必ず確認してください。

詳細については、「物件説明書」をご確認ください。

2 売主

三原市

(財務部財産管理課管財係 Tel 0848-67-6012)

3 入札に参加できる者（入札参加資格）

購入代金を調達でき、かつ、所定の期日までに支払ができる者。2社以上の法人や2名以上の個人による共有名義でも参加可能です。

ただし次に該当する人を除きます。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人若しくは被補助人
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 入札においてその公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、不正の利益を得るため談合した者
- (4) 国税、地方税その他公租公課について滞納処分を受けている者
- (5) 破産・民事再生・会社更生その他それらに準ずる申立てを受けた者又は申請をした者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び同条第6号に該当する者
- (7) その他、三原市が不相当と認めた者

4 本件入札に関する質問事項について

本件入札に関する質問がある場合は、次のとおり受付を行います。

(1) 受付方法

「質問票」を用いて電子メール（zaisankanri@city.mihara.hiroshima.jp）でお問い合わせ下さい。（電子メールが確実に受信されていることを電話で確認して下さい）

(2) 受付期間

令和5年2月2日（木）～2月3日（金）
17時15分まで

(3) 回答

令和5年2月6日（月）までに三原市財産管理課ホームページにて回答します。

5 申込受付期間と場所

(1) 受付期間

令和5年2月7日（火）～2月9日（木）
8時30分～17時15分（ただし、正午～13時を除く）

(2) 受付場所

三原市港町三丁目5番1号
三原市財務部財産管理課（三原市役所本庁舎4階）
電話（0848）67—6012

6 入札参加申込

入札に参加するためには、事前の申込みが必要です。

(1) 申込方法

申込みに必要な書類に必要事項を記入し、申込者が個人の場合は本人の実印を、法人の場合は法人印（いずれも印鑑登録されたもの）を押印の上、以下に記載した書類を添付して三原市財産管理課へお持ちください。

※郵送・電話・ファクシミリ及び電子メールによる申込みはできません。

(2) 申込みに必要な書類

(ア) 個人で申し込む場合

(a) 入札参加申込書（様式第1号）

（共有で申し込む場合は「共有予定者一覧」（様式第2号）も必要）

(b) 印鑑登録証明書

（共有で申し込む場合は共有者も必要）

(c) 住民票

（氏名、住所が確認できるもの、共有で申し込む場合は共有者も必要）

(d) 委任状（様式第3号）

（代理人が入札を行う場合に必要、共有で申し込む場合は共有者も必要）

(e) 誓約書（様式第4号）

（共有で申し込む場合は共有者も必要）

(イ) 法人で申し込む場合

- (a) 入札参加申込書（様式第1号）
（共有で申し込む場合は「共有予定者一覧」（様式第2号）も必要）
 - (b) 印鑑登録証明書
（共有で申し込む場合は共有者も必要）
 - (c) 委任状（様式第3号）
（代理人が入札を行う場合に必要，共有で申し込む場合は共有者も必要）
 - (d) 誓約書（様式第4号）
（共有で申し込む場合は共有者も必要）
 - (e) 登記事項証明書（法人の履歴事項証明書）
（共有で申し込む場合は共有者も必要）
 - (f) 役員名簿（様式第5号）
（共有で申し込む場合は共有者も必要）
- (3) 申込みにあたっての留意事項
- (ア) 1つの市有財産に対し，1世帯又は1法人で，1つの申込みとなります。
 - (イ) 共有名義で申込まれた方は，同一の申込市有財産に他の共有名義人と重複して申し込むことはできません。
- (4) 申込みが1人の場合
申込みが1人であった場合も，入札は行います。
- (5) 市有財産の確認について
必ず現地をご確認ください。
三原市が提供する資料は，市有財産の概要を把握するための参考資料ですので，申込みを行う前に必ず入札参加者自身において，現地及び市有財産の利用等に係る諸規則についての調査確認を行ってください。
※市有財産は，現状有姿のままで引き渡します。（図面と現状が相違している場合，現状が優先します。）

7 入札参加者

入札参加申込をされた人の中で，入札に参加することが適当と認められた人に対して次に掲げる事項を記載した「入札参加案内」を渡します。

- (1) 入札する市有財産の所在及び面積
- (2) 予定価格
- (3) 入札の日時及び場所
- (4) 入札保証金に関する事項（「納入通知書兼領収証書」）
- (5) その他入札に必要な事項

8 入札日時と入札会場

- (1) 日時
令和5年3月7日（火）14時00分から
- (2) 会場
三原市港町三丁目5番1号
三原市役所本庁舎3階 会議室301・302
- (3) 入札の受付は，入札開始時刻の15分前から行います。一度会場に入場さ

れますと入札終了までは退場することができません。

- (4) 入札には、申込者又は代理人が必ず出席してください。代理人（共有の場合も含む）によって入札する場合は「委任状」（様式第3号）を作成の上、入札当日に持参し、受付時に提出してください。

なお、入札会場への入室は1名とします。共有で申し込まれる方についても入室は1名ですので、他の方からの委任状を作成の上、入札当日に持参し、受付時に提出してください。

- (5) 入札開始時刻になりますと入札会場を閉鎖します。遅れて来られた方は入札に参加することができません。

9 入札保証金

入札参加者は入札保証金として、入札書記入金額（入札金額）の100分の5以上の金額を、三原市が指定する「納入通知書兼領収証書」にて令和5年2月28日（火）までに振り込んでください。

金融機関の領収印が押印された「納入通知書兼領収証書」は入札日に必ず持参し、担当職員の指示に従い提示してください。

10 入札の方法

入札は、入札者又は入札者の「委任状」を持参した代理人（以下「代理人」という。）が「入札書」（様式第6号）を入札箱に投函して行います。

- (1) 「入札書」、 「委任状」 など必要な書類は三原市財産管理課のホームページからダウンロードしてご利用ください。
- (2) 入札手順については、入札時の指示に従って入札してください。
- (3) 三原市が締切りを宣言した後は、入札書を投函することはできません。
- (4) 入札箱に投函した入札書は、書換え、引換え、撤回することはできません。
- (5) 入札にあたっての注意事項

(ア) 入札者（本人）が入札する場合

「入札書」には、入札者の住所・氏名（名称）・電話番号を記入のうえ、印鑑を押印してください。

(イ) 代理人が入札する場合

「入札書」には、入札者の住所・氏名（名称）・電話番号を記入し、代理人の氏名を記入及び代理人の印鑑（委任状に押印した印）を押印してください。

11 入札の中止等

三原市が、災害その他特別の事情により、入札を執行することが困難であると認めた時には入札を中止・延期しますが、入札者が損失を受けても三原市は責めを負いません。

12 1者入札の実施

入札者が1人でも入札を執行します。

13 開札

- (1) 入札の開札は、入札の終了後、直ちに三原市が入札者又はその代理人を立ち合わせて行います。
- (2) 開札した場合に、落札があるときはその者の氏名（法人の場合は名称）及び金額を、落札者がいないときはその旨を、開札に立ち会った入札者に知らせます。
- (3) 開札結果のうち、落札金額は公表します。また、落札者の氏名・名称を公表することの可否については、落札者に対して意向を確認させていただきます。

14 入札の無効

入札を行った場合に、次のいずれかに該当する場合は、入札を無効にします。

- (1) 「入札書」の記載事項が不明なもの又は「入札書」に記名若しくは押印のないもの
- (2) 入札金額を訂正したもの
- (3) 代理人が入札する場合、「委任状」に、委任者・代理人の記名・押印が無いもの
- (4) 入札者又はその代理人が、同一の市有財産について2通以上の「入札書」を入札箱に投函した者
- (5) 入札保証金が所定の額に満たないのに入札したとき
- (6) その他、不正の行為があったと認められたとき

15 落札者の決定

- (1) 入札者のうち、予定価格以上で最も高い価格をつけた者を落札者とします。
- (2) 落札者となるべき価格の入札者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定します。
- (3) 落札者が落札者の決定を取り消される、または売却決定を取り消されたときは次点の者を落札者とします。次点の者が2人以上であった場合は、次点の者のくじにより落札者を決定します。
- (4) 落札者へは市有財産売却が決定したことを通知するために、三原市から「三原市市有財産売却決定通知書」（様式第7号）を交付します。

16 落札者決定の取り消し

落札者が、市有財産の売買契約（以下「契約」という。）を締結する意思のないことを申し出たときは、落札者の決定が取り消されます。

17 入札保証金の還付

入札保証金は、落札者に対しては売買契約締結後、その他の者に対しては落札者の決定後に還付します。「入札保証金還付申請書」（様式第8号）を三原市へ提出してください。

ただし、落札者が希望すれば売買代金の一部に充当できます。その場合には「入札保証金充当依頼書」（様式第9号）を三原市へ提出してください。

18 入札保証金の帰属

次のいずれかに該当するときは、入札保証金は三原市に帰属します。

- (1) 入札に関してその公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害する等、

- 不正行為をしたと三原市が判断したとき
(2) 市有財産売却決定が取り消されたとき

19 契約の締結

- (1) 契約は三原市が指定する「土地売買契約書」にて締結します。あらかじめ内容をご確認ください。
- (2) 「三原市有財産売却決定通知」を受けた人（以下「買受人」という。）は、通知の日から5日以内に契約を締結しなければなりません。期間内に契約の締結をしないときには市有財産売却決定が取消しになります。その場合、入札保証金は三原市に帰属することとなり還付しません。
- (3) 「土地売買契約書」（三原市保管用1部）に貼付する収入印紙は、買受人の負担となります。

20 売買代金の納付

- (1) 契約締結の日から30日以内に売買代金の全額を納付してください。入札保証金を売買代金に充当することができます。その場合には「入札保証金充当依頼書」（様式第9号）を三原市へ提出してください。
- (2) 売買代金の支払いが売買契約の日から30日以内に行われなかった場合には、売買契約を解除します。

21 契約保証金の納付

契約保証金は免除します。

22 市有財産の引渡し

売買代金の全額の納付があったときは、市有財産の引渡しを行います。三原市は引き渡した市有財産に契約不適合があった場合においても、損害賠償の責めを負いません。

23 所有権の移転及び市有財産の引渡し

所有権の移転は、売買代金の全額の納付があった日とし、同時に市有財産を引き渡します。市有財産は、現状有姿のまま引き渡します。

24 所有権移転の登記

市有財産の所有権移転の登記は、売買代金完納後に三原市が行います。登記に必要な書類を三原市へ提出していただきます。売買契約書に貼付する収入印紙、所有権の移転登記に必要な登録免許税など、その他契約に必要な一切の費用は、買受人の負担となります。

25 権利移転の禁止

- (1) 契約締結の日から所有権移転登記が完了するまでの間は、市有財産の権利を譲渡することはできません。ただし、三原市がやむを得ないと認めたときはこの限りではありません。
- (2) 市有財産の権利の譲渡を受ける人が、買受人の地位を継承します。

26 契約の解除

- (1) 買受人がこの入札心得に違反したとき、又は契約を履行しないときは契約を解除します。
- (2) 解除通知を受けた買受人は、三原市の指示する期間内に、自己の費用で市有財産を原状に回復して引き渡さなければなりません。
- (3) 三原市は市有財産の引き渡しを受けたときは既納の売買代金を還付します。

27 住所等変更の届出

市有財産の買受人（買受人が死亡したときは、その相続人）は契約締結の日から所有権移転登記が完了する日までの間に次のいずれかに該当することになったときは必要書類を提出してください。

- (1) 住所又は氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地又は名称）を変更したとき
- (2) 死亡（法人にあっては、解散又は合併）したとき